

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例(19)	2
江東区保育費用徴収条例の一部を改正する 条例(20)	3
江東区旅館業法施行条例の一部を改正する 条例(21)	4
江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正す る条例(22)	4
江東区立都市公園条例の一部を改正する条 例(23)	5
江東区立児童遊園条例の一部を改正する条 例(24)	5
江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学 校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一 部を改正する条例(25)	5

◎規 則

江東区行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する規則の一部を改正する規則 (67)	6
江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施 行規則の一部を改正する規則(68)	6
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正 する規則(69)	6
江東区女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律の特定事業主を定める規則の 一部を改正する規則(70)	7
江東区保育費用徴収条例施行規則及び江東 区認定こども園及び家庭的保育事業等にお ける保育費用に関する規則の一部を改正す る規則(71)	7

◎告 示

特別区道路線の供用開始について(269)	8
都市計画の案について(272)	11
開発行為に関する工事の完了公告(278)	11
建築基準法第42条第1項第5号の規定に 基づく道路指定の変更（一部取消し）につ いて(279)	11
令和3年度補正予算の告示について	

(281)	11
令和2年度江東区各会計歳入歳出決算の認 定に伴う手続きについて(282)	15
建築基準法第42条第1項第5号の規定に 基づく道路位置の指定について(283)	15
保管自転車の処分について（令和3年10 月上旬）(286)	15
開発行為に関する工事の完了公告(287)	15
令和3年度における会計年度任用職員の報 酬の額の告示について(288)	15
違法放置物件の公示について(289)	17
指定管理者の指定（東陽福祉会館） (290)	17
指定管理者の指定（地域密着型介護施設） (291)	17
開発行為に関する工事の完了公告(293)	18
都市公園の区域及び面積変更について (296)	18
都市公園の区域及び面積変更について (297)	20
指定特定相談支援事業所の指定について (298)	21
指定管理者の指定（産業会館）(299)	21
指定管理者の指定（保育所）(300)	21
指定地域密着型サービス事業所の指定につ いて(302)	22
指定管理者の指定（夢の島区民農園） (304)	22
令和3年4月江東区告示第100号の一部 改正について(305)	22

◎告 示（教）

令和3年第10回江東区教育委員会定例会 の招集(16)	23
江東区登録無形文化財の認定解除について (17)	23

◎告 示（選）

選挙人名簿からの抹消(17)	23
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、 3分の1の数及び6分の1の数(18)	23
令和3年10月31日執行の衆議院議員選 挙におけるポスター掲示場の設置(19)	23
令和3年10月31日執行の衆議院議員選 挙及び最高裁判所裁判官国民審査における 期日前投票所について(20)	40
令和3年10月31日執行の衆議院議員選 挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	

各投票区の投票所について(21)	40
令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙における在外選挙人の期日前投票所について(22)	42
令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について(23)	42
令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任について(24)	42
令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時(25)	42
令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任(26)	42
令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時(27)	42
令和 3 年 10 月江東区選挙管理委員会告示第 24 号の一部改正について(28)	42

◎告示(選挙長)

令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時について(4)	43
--	----

◎区 議 会

区議会議決事項(令和 3 年第 3 回定例会)	43
-------------------------------	----

条

例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 10 月 21 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 19 号

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 10 月江東区条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準(第 51 条・第 52 条) 」

を

「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準(第 51 条・第 52 条) 」

第 4 章 雑則(第 53 条)

に改める。

第 5 条第 2 項から第 6 項まで及び第 38 条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加える。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

(電磁的記録等)

第 53 条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定に

よる書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらか

じめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第20号

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

江東区保育費用徴収条例（平成 9 年 3 月江東区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 5 中「里親」の次に「又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）」を加える。

別表第 2 備考 5 及び別表第 3 備考 7 中「里親」の次に「又はファミリーホーム」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 10 月 21 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 21 号

江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

江東区旅館業法施行条例（昭和 24 年 3 月江東区条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 8 号エ中「温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号エ(ア)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オ(エ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第 11 条第 7 号カに次のように加える。

(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の江東区旅館業法施行条例第 11 条第 7 号カ(キ)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条

例を公布する。

令和 3 年 10 月 21 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 22 号

江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

江東区公衆浴場法施行条例（平成 24 年 3 月江東区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 9 号中「温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号ア中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第 10 号エただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改める。

第 4 条第 1 項中第 40 号を第 41 号とし、第 35 号から第 39 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 34 号に次のように加え、同号を第 35 号とする。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

第 4 条第 1 項中第 33 号を第 34 号とし、第 15 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 14 号中「10 歳」を「7 歳」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項第 13 号中「手ぬぐい」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の次に「（かみそりを除く。）」を加え、同号を同項第 14 号とし、同項中第 12 号を第 13 号とし、同項第 11 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第 4 条第 2 項各号列記以外の部分中「第 15 号」を「第 16 号」に、「第 16 号まで、第 18 号、第 20 号、第 24 号、第 27 号、第 29 号、第 31 号及び第 33 号から第 40 号」を「第 17 号まで、第 19 号、第 21 号、第 25 号、第 28 号、第 30 号、第 32 号及び第 34 号から第 41 号」に改め、同項第 2 号ク中「前項第 32 号」を「前項第 33 号」に改める。

第 5 条中「同条第 1 項第 19 号、第 26 号、第 28 号及び第 30 号」を「同条第 1 項第 20 号、第 27 号、第 29 号及び第 31 号」に、「同条第

1項第18号」を「同条第1項第19号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の江東区公衆浴場法施行条例第4条第1項第35号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第23号

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例

江東区立都市公園条例（昭和52年6月江東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

第14条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。ただし、江東区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成21年3月江東区条例第9号）第2条第5号に規定する喫煙場所において喫煙をする場合を除く。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第24号

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例

江東区立児童遊園条例（昭和52年6月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第25号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月江東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「166,950円」を「171,650円」に改め、同項第2号中「72,990円」を「73,090円」に改め、同項第3号中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第12条第2項第1号から第3号までの規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

規	則
---	---

江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 10 月 13 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 67 号

江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 29 年 7 月江東区規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 8 条中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 10 月 13 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 68 号

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年 10 月江東区規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 10 月 13 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 69 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表(14)の項を削り、同条第 3 項中「別記第 6 号の 12 の 2 様式」を「別記第 6 号の 12 様式」に改める。

別記第 6 号の 12 様式を削り、別記第 6 号の 12 の 2 様式を別記第 6 号の 12 様式とする。

別記第 7 号様式中「必要となりますから」を「必要となりますので」に改め、「印」を削る。

別記第 7 号の 2 様式を次のように改める。

別記第7号の2様式（第7条関係）

標識交付証明書

原付自転車・小型特殊

車	標 識 番 号	江東区
	車 種	
	車 名	
	車 台 番 号	
台	総 排 気 量	
	型 式 認 定 番 号	
納税義務者	住所(所在地)	
	氏 名 (名 称)	
定 置 場		

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年 月 日

江東区長

原動機付自転車・小型特殊自動車の
標識の取扱い・各種届出について

1 標識(ナンバープレート)は大切に取扱ってください。
紛失した場合は、弁償金を納めていただくことになります。

2 標識(ナンバープレート)を他の車両へ付け替え、他人に貸し出し、
又は譲渡することは、禁止されています。

3 次のようなことがあった場合は、すぐに届出をしてください。

主 な 事 柄	届出に必要なもの
車が使用できなくなって処分するとき	標識(ナンバープレート)・ 身分証明書・この証明書
車を他の人に譲るとき	
住所が江東区外に変わったとき	
住所が江東区内で変わったとき	身分証明書・この証明書
盗難にあったとき	
標識(ナンバープレート)を紛失・破損したとき	
車の排気量に変更があったとき	標識・身分証明書 この証明書・改造証明書

4 車を実際に使用していなくても、手続をしないと税金がかかります
ので必ず手続をしてください。

(問合せ)
江東区役所 課
電話

[注]
この証明書は、ここに記載してある車を使用する場合は、常に携
帯し、区の徴税吏員の請求があった場合は、提示してください。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前
の江東区特別区税条例施行規則の別記第7号様
式及び別記第7号の2様式による用紙で、現に
残存するものは、所要の修正を加え、なお使用
することができる。

江東区女性の職業生活における活躍の推進に関
する法律の特定事業主を定める規則の一部を改正
する規則を公布する。

令和3年10月13日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第70号

江東区女性の職業生活における活躍の推進
に関する法律の特定事業主を定める規則の一
部を改正する規則

江東区女性の職業生活における活躍の推進に関
する法律の特定事業主を定める規則（平成28年
3月江東区規則第63号）の一部を次のように改
正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1
項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区保育費用徴収条例施行規則及び江東区認
定こども園及び家庭的保育事業等における保育費
用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第71号

江東区保育費用徴収条例施行規則及び江東
区認定こども園及び家庭的保育事業等にお
ける保育費用に関する規則の一部を改正す
る規則

(江東区保育費用徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 江東区保育費用徴収条例施行規則（平成
21年1月江東区規則第1号）の一部を次のよ
うに改正する。

第8条第3項及び第4項を削る。
(江東区認定こども園及び家庭的保育事業等にお
ける保育費用に関する規則の一部改正)

第2条 江東区認定こども園及び家庭的保育事業
等における保育費用に関する規則（平成27年
3月江東区規則第19号）の一部を次のように
改正する。

別表第1中備考2を削り、備考3を備考2と
し、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、
備考6を削り、備考7を備考5とし、同表備考

8 中「里親」の次に「又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）」を加え、同表中備考 8 を備考 6 とする。

別表第 2 中備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とし、備考 5 を備考 4 とし、備考 6 を削り、備考 7 を備考 5 とし、同表備考 8 中「里親」の次に「又はファミリーホーム」を加え、同表中備考 8 を備考 6 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の江東区保育費用徴収条例施行規則第 8 条並びに第 2 条の規定による改正後の江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育、同法第 30 条第 1 項第 3 号に規定する特定利用地域型保育及び同項第 4 号に規定する特例保育（以下「特定教育・保育」という。）が行われた月が令和 3 年 9 月以後の場合における同法の規定による施設型給付費の支給、特例施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給及び特例地域型保育給付費の支給（以下「施設型給付費等の支給」という。）について適用し、特定教育・保育が行われた月が同年 8 月以前の場合における当該施設型給付費等の支給については、なお従前の例による。

告

示

◎江東区告示第 269 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 10 月 6 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 6 日

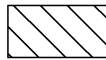
江東区長 山 崎 孝 明

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	深 4 9 4 号	江東区北砂七丁目 2 番 3 内から 江東区北砂七丁目 4 0 0 番 5 内まで	なし

特別区道江494号供用開始略図(1/2)

江東区北砂七丁目地内

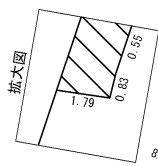


供用開始区域

面 積 557.86 平方メートル

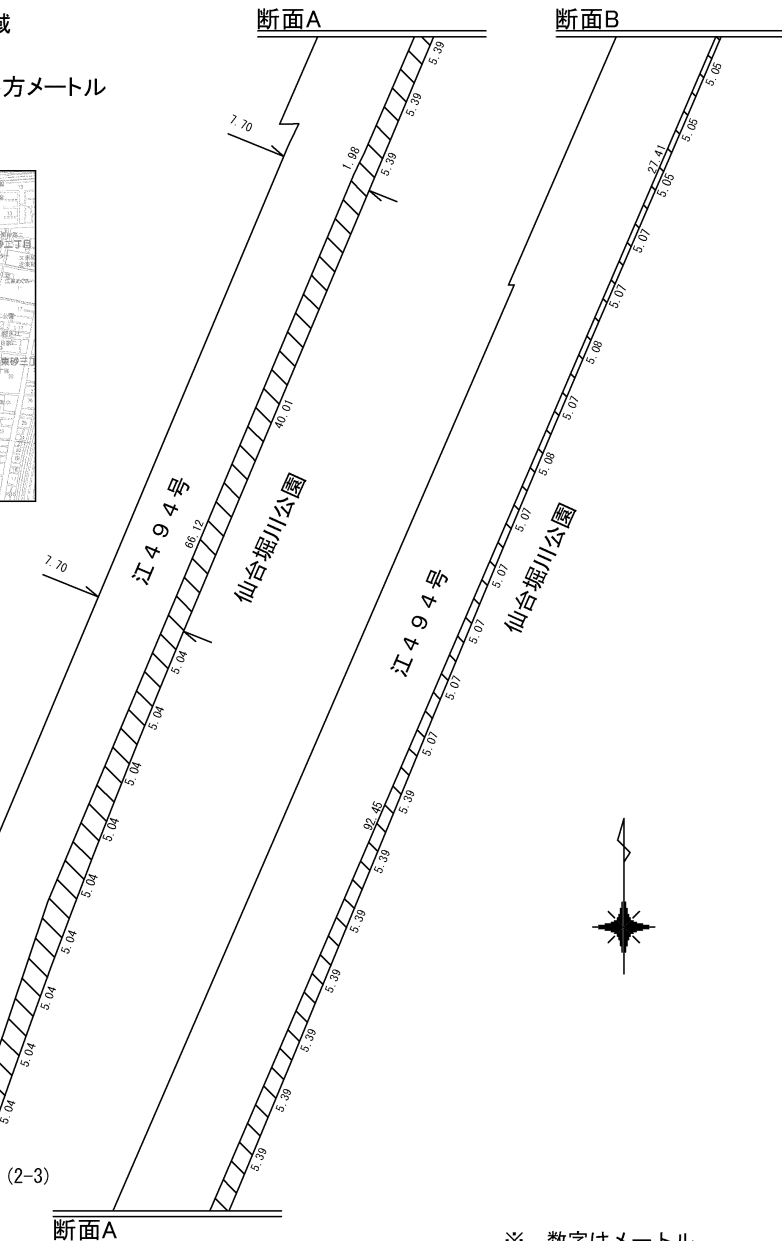


供用開始箇所



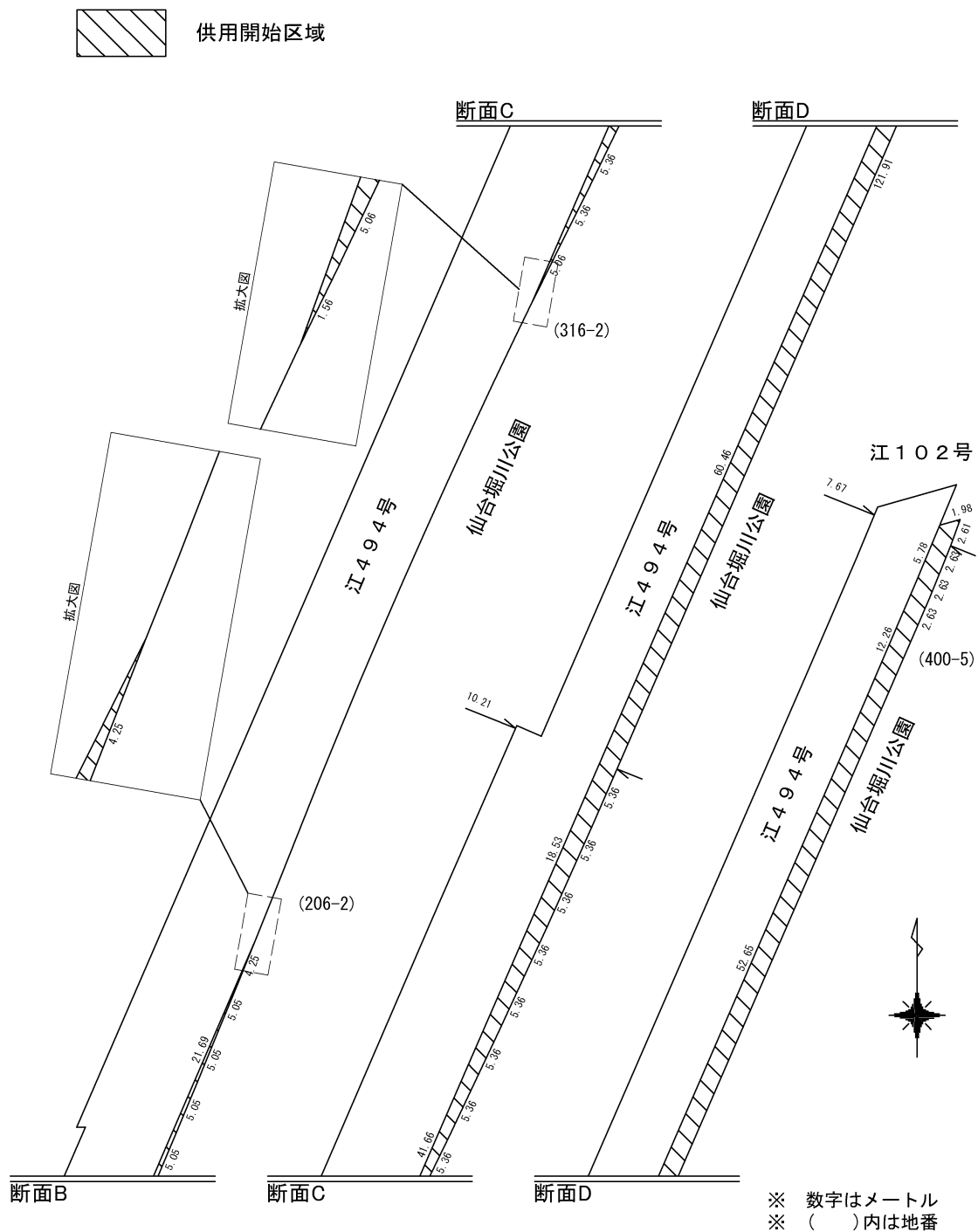
拡大図

都道



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道江494号供用開始略図(2/2)



◎江東区告示第272号

都市計画の案について

東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和3年10月6日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画地区計画臨海副都心有明南地区地区計画	
都市計画を定める土地の区域	変更する部分	江東区有明三丁目及び東雲二丁目各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎12階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	
縦覧期間	公告日から2週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

◎江東区告示第278号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和3年10月19日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	江東区永代一丁目26番11、25、26、27、28、32、33、34、35、24の一部
2 許可を受けた者の住所・氏名	港区六本木五丁目1番3号 株式会社クレアスライフ 代表取締役 入内嶋 徹

◎江東区告示第279号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更（一部取消し）をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和3年10月20日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和3年10月20日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区大島二丁目766番1の一部、766番3の一部、766番8の一部、772番1の一部、772番3の一部、772番4の一部、772番18の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
変更（一部取消し） 延長19.56m 幅員5.45m

◎江東区告示第281号

令和3年10月21日、江東区議会の議決を経た、令和3年度補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和3年度江東区一般会計補正予算（第5号）

令和 3 年度江東区一般会計補正予算 (第 5 号)

令和 3 年度江東区一般会計補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,903,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 228,329,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	特 別 区 交 付 金	54,666,830	△ 276,998	54,389,832
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	54,666,830	△ 276,998	54,389,832
10	地 方 特 例 交 付 金	436,000	15,766	451,766
	1 地 方 特 例 交 付 金	436,000	15,766	451,766
13	使 用 料 及 び 手 数 料	2,688,723	△ 2,603	2,686,120
	1 使 用 料	1,879,515	△ 2,603	1,876,912
14	国 庫 支 出 金	42,835,269	287,361	43,122,630
	1 国 庫 負 担 金	37,072,448	287,361	37,359,809
15	都 支 出 金	19,556,407	21,807	19,578,214
	2 都 補 助 金	8,284,417	21,807	8,306,224
18	繰 入 金	22,495,851	1,815,068	24,310,919
	1 基 金 繰 入 金	22,495,851	1,815,068	24,310,919
19	繰 越 金	3,600,000	2,041,878	5,641,878
	1 繰 越 金	3,600,000	2,041,878	5,641,878
20	諸 収 入	2,905,550	721	2,906,271
	6 雑 入	1,808,406	721	1,809,127
	歳 入 合 計	224,426,000	3,903,000	228,329,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	24,938,605	1,129,953	26,068,558
	1 総 務 管 理 費	15,481,902	1,055,168	16,537,070
	6 地 域 振 興 費	5,594,515	74,785	5,669,300
3	民 生 費	106,938,291	15,926	106,954,217
	2 高 齢 者 福 祉 費	5,521,637	166	5,521,803
	3 児 童 福 祉 費	59,222,249	15,760	59,238,009
4	衛 生 費	21,310,811	1,483,976	22,794,787
	2 環 境 衛 生 費	496,572	2,000	498,572
	3 公 衆 衛 生 費	9,553,093	1,481,976	11,035,069
5	産 業 経 済 費	3,829,558	587	3,830,145
	1 商 工 費	3,829,558	587	3,830,145
6	土 木 費	12,913,646	12,682	12,926,328
	4 公 園 費	2,836,097	12,682	2,848,779
7	教 育 費	37,624,885	△ 403,495	37,221,390
	1 教 育 総 務 費	13,805,207	△ 438,321	13,366,886
	2 小 学 校 費	12,450,095	34,826	12,484,921
9	諸 支 出 金	12,324,582	1,663,371	13,987,953
	3 諸 費	80,000	1,663,371	1,743,371
	歳 出 合 計	224,426,000	3,903,000	228,329,000

第2表 債務負担行為補正
追加

事 項 名	期 間	限 度 額
河川維持管理事業 (汐浜運河内部護岸補修工事費負担金)	令和4年度	千円 18,900

◎江東区告示第282号

令和3年10月21日江東区議会において認定された下記の令和2年度江東区各会計歳入歳出決算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定に基づき、監査委員の意見と併せて、各会計歳入歳出決算書のとおり公表する。

令和3年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 令和2年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和2年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 3 令和2年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
- 4 令和2年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 5 令和2年度江東区各会計決算審査意見書・江東区各基金運用状況審査意見書・江東区財政健全化審査意見書

◎江東区告示第283号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和3年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和3年10月21日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区東砂四丁目469番12の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
延長13.94m 幅員4.00m

◎江東区告示第286号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年10月26日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第287号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和3年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区大島二丁目116番3、同番5、同番6の一部のうち、第2工区部分
2 許可を受 けた者の住 所・氏名	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 宮島 正治 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾 大作 東京都千代田区九段南三丁目3番6号 大林新星和不動産株式会社 代表取締役 蛭間 基夫

◎江東区告示第288号

令和 3 年度における会計年度任用職員の報酬の額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示します。

令和 3 年 1 0 月 2 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

令和 3 年度会計年度任用職員の報酬の額 別紙のとおり

〔別紙〕

会計年度任用職員の報酬の額一覧

職名	報酬 区分	報酬額	（内 訳）	
			報酬 (諸手当相当報酬を除く。)	地域手当に 相当する報酬
特別非常勤講師	時間額	2,730 円	2,275 円	455 円
江東区オフィスサポーター支援員	時間額	1,708 円	1,424 円	284 円
江東区オフィスサポーター	時間額	1,050 円	875 円	175 円

令和3年10月28日

江東区長 山 崎 孝 明
記

◎江東区告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第44条の3第3項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6第1項の規定により、下記のとおり告示する。

令和3年10月27日

江東区長 山 崎 孝 明
記

違法放置 等物件の 詳細	種別・数量	自動二輪車・1台
	名称	KYMC O V L I N K 1 2 5
	ナンバー	なし
	色	黒・青
放置されていた場所		江東区新木場一丁目7番 6号地先車道
除去した日時		令和3年10月27日 午前9時25分
保管を始めた日時		令和3年10月27日 午前10時04分
保管した場所		江東区資材置場
返還時に必要なもの		身分を確認できるもの （証明書）及び印鑑 当該物件の所有者等であ ることを証する書面

◎江東区告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定に基づき、江東区東陽福祉会館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

- 1 施設の名称
江東区東陽福祉会館
- 2 指定管理者
東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋 I
S P タマビル
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表理事 田嶋 羊子
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

◎江東区告示第291号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定に基づき、江東区地域密着型介護施設の指定管理者を次のように指定したので告示する。

令和3年10月28日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称
江東区地域密着型介護施設
- 2 指定管理者
鳥取県境港市誠道町2083番地
社会福祉法人こうほうえん
理事長 廣江 晃
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

◎江東区告示第 2 9 3 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2
9 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関
する工事は完了した。

令和 3 年 1 0 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区豊洲五丁目 1 0 0 番 3
2 許可を受 けた者の住 所・氏名	東急不動産株式会社 代表取締役 岡田 正志 株式会社 N I P P O 代表取締役社長 吉川 芳 和 大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 浜中 裕 之 J R 西日本プロパティーズ株式 会社 代表取締役 森 克明

◎江東区告示第 2 9 6 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区
条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、以
下の公園の区域及び面積を令和 3 年 1 1 月 1 日か
ら変更する。

令和 3 年 1 1 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

1 区域及び面積を変更する公園

名称	位置
江東区立中の島公園	江東区越中島一丁目 3 番 2 6 号先

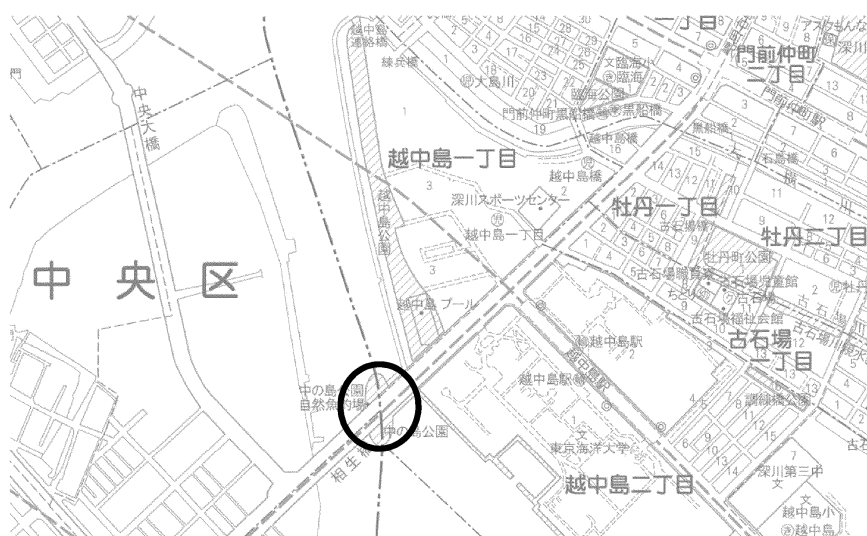
2 区域及び面積

別図のとおり

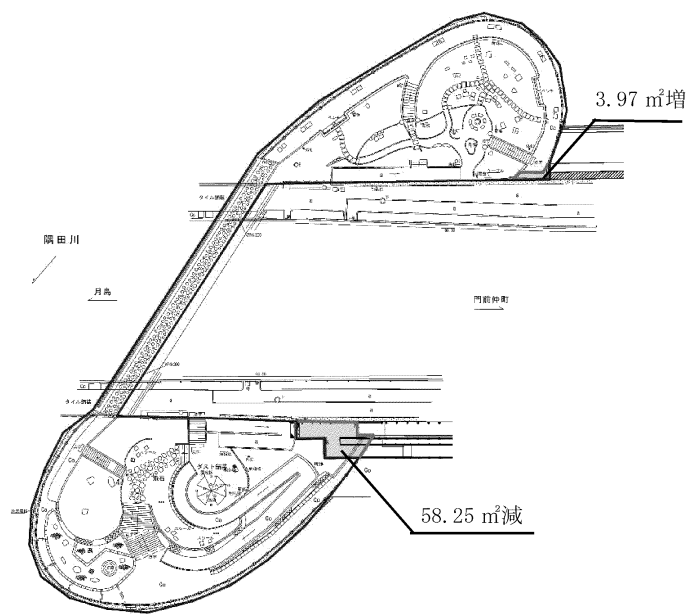
〔別図〕

名 称 江東区立中の島公園
 位 置 江東区越中島一丁目3番26号先
 公 園 面 積 2,118.28㎡
 (旧面積 2,172.56 - 58.25 + 3.97 = 2,118.28㎡)

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 2 9 7 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区
条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、以
下の公園の区域及び面積を令和 3 年 1 1 月 1 日か
ら変更する。

令和 3 年 1 1 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

1 区域及び面積を変更する公園

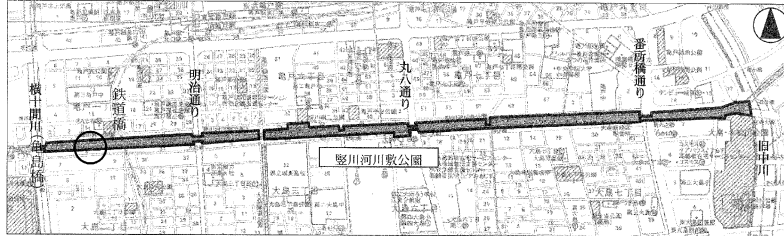
名 称	位 置
江東区立竪川河川敷公 園	江東区亀戸一丁目 1 番 先
	江東区亀戸九丁目 1 2 番先

2 区域及び面積
別図のとおり

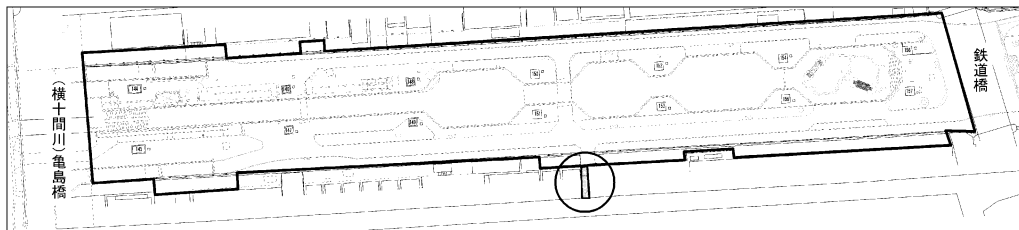
〔別図〕

名 称 : 江東区立堅川河川敷公園
所在地 : 江東区亀戸一丁目1番先から亀戸九丁目12番先
面 積 : 74,884.72 m²（旧面積74,871.01 m² 増面積13.71 m²）

案内図



平面図



◎江東区告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和3年11月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
ホープウェル株式会社
東京都江東区亀戸6-30-4-1107
- 2 事業所の名称及び所在地
カレッジケア
東京都江東区北砂5-20-13-10
- 1
- 3 指定（更新）年月日
令和3年11月1日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
身体障害者
障害児
難病等対象者

◎江東区告示第299号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定に基づき、江東区産業会館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和3年11月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称
江東区産業会館
- 2 指定管理者
東京都江東区東陽四丁目5番18号
一般社団法人東京都江東産業連盟
会長 松岡 雄治
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

◎江東区告示第300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定に基づき、保育所の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和3年11月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称

- 江東区東砂第三保育園
2 指定管理者
東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 1 号新宿モノリスビル
株式会社ベネッセスタイルケア
代表取締役 滝山 真也
3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

◎江東区告示第 302 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 11 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800579
- 2 事業所の名称及び所在地
ライフフレッシュケア・香りの湯
東京都江東区千田 6 番 17 号 ドゥ・ステップビル 1F
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社ライフフレッシュ
東京都江東区千田 6 番 17 号
代表取締役 宮崎 貴徳
- 4 指定年月日
令和 3 年 11 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 304 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区夢の島区民農園の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 3 年 11 月 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称
江東区夢の島区民農園
- 2 指定管理者
東京都江東区東陽三丁目 22 番 4 号
天龍造園建設株式会社東京支店
執行役員支店長 渡邊 音弥
- 3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

◎江東区告示第 305 号

令和 3 年 4 月 1 日江東区告示第 100 号（犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託について）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

別紙の表中「イオン動物病院東雲」を「ペテモ動物病院東雲」に改める。

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第16号

下記により、令和3年第10回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和3年10月19日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和3年10月22日（金）
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 報告事項
 - (1) 令和3年第3回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

◎江東区教育委員会告示第17号

江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第5条の規定に基づき、下記について江東区登録無形文化財の登録及び保持者認定を解除する。

令和3年11月1日

江東区教育委員会

記

- 1 登録及び保持者認定の解除
無形文化財（工芸技術）
 - (1) 象牙細工（三味線駒）
江東区森下4-2-8
前田 賢次 死亡のため
(令和2年8月12日没)

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり3名を抹消した。

令和3年10月18日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月18日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 508
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
137, 560
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
70, 893

◎江東区選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第15区）におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置する。

令和3年10月18日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

令 和 3 年 1 0 月 3 1 日 執 行
衆 議 院 議 員 選 挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 446 箇所

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
1-1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1-2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1-3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1-4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1-5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1-6	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1-7	新大橋3-1-18	区立八名川公園東側
1-8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2-1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2-2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2-3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2-4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2-5	森下3-13-9	区立高森公園
2-6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2-7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2-8	森下3-13-13	コープ森下東側
3-1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3-2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園南側
3-3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3-4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3-5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横堀
3-6	三好1-4-14	松林院コンクリート塀
3-7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3-8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側
4-1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4-2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4-3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4-4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4-5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4-6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4-7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4-8	三好4-1	東京都現代美術館北東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
5 - 1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5 - 2	平野2-8-5	銭高組平野住宅前
5 - 3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5 - 4	平野2-4-25	浄心寺南側
5 - 5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5 - 6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5 - 7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5 - 8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6 - 1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6 - 2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6 - 3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6 - 4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6 - 5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6 - 6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6 - 7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6 - 8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り
7 - 1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7 - 2	住吉1-17-11	あそか園北側
7 - 3	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7 - 4	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7 - 5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7 - 6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7 - 7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7 - 8	猿江1-5	エステート猿江北側鉄柵
8 - 1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8 - 2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8 - 3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8 - 4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8 - 5	千石1-12-12	区立深川第四中学校南側
8 - 6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8 - 7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8 - 8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
9－1	扇橋3－20－11	区立扇橋三丁目公園南側
9－2	扇橋3－7－16	区立三島橋公園北側
9－3	千田16－5	区立江東公園西側
9－4	千田21－18	千田福祉会館
9－5	海辺1－3	区立川南海辺公園西側
9－6	千石2－9－12	区立川南小学校北側
9－7	千石2－7－4	区立千石公園西側
9－8	千石2－9－22	区立川南公園南側
10－1	佐賀2－8－26	区立中の堀公園
10－2	深川1－6－38	区立亀堀公園北側
10－3	深川1－6－38	区立亀堀公園南側
10－4	佐賀1－15－5	区立佐賀町公園
10－5	深川2－17－26	区立明治小学校南側
10－6	冬木22－10	区立深川第二中学校西側
10－7	冬木22－10	区立深川第二中学校プール南側
10－8	深川1－3－10	区立深川一丁目児童遊園
10－9	冬木6－23	区立武田堀公園
11－1	永代1－7－8	区立永代公園
11－2	門前仲町1－20－1	区立油堀川公園
11－3	門前仲町1－1－6	区立臨海小学校北側
11－4	門前仲町1－1－6	区立臨海小学校東側
11－5	門前仲町1－1－1	区立臨海公園西側
11－6	門前仲町1－1－1	区立臨海公園南側
11－7	越中島1－3－4	区立越中島一丁目児童遊園
11－8	越中島1－3－15	越中島住宅東側金網

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
12 - 1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側
13 - 1	古石場1-11-11	江東区古石場福祉会館南側
13 - 2	古石場1-12	区立古石場川親水公園
13 - 3	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13 - 4	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13 - 5	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 6	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 7	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13 - 8	越中島3-3-1	都立第三商業高等学校南側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5-7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場6-13-7	区立木場六丁目児童遊園
14 - 8	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
15－1	東陽5－29－39	区立東陽五丁目公園東側
15－2	東陽5－5	大横橋南東橋台敷南側
15－3	東陽5－32－19	都立深川高等学校東側
15－4	東陽5－32－9	都立深川高等学校西側
15－5	東陽3－23－20	東京都交通局東陽操車所東側
15－6	東陽3－27－27	区立東陽公園南側
15－7	東陽3－8－11	区立沢海橋第二児童遊園
15－8	東陽3－22－1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側
16－1	東陽6－6	区立仙台堀川公園ポケットエコスペース東側緑地
16－2	東陽6－1－13	区立豊住公園北側
16－3	東陽6－1－13	区立豊住公園東側緑地
16－4	東陽4－11－45	都立江東特別支援学校北側
16－5	東陽4－11	江東区役所北側駐車場前植込み
16－6	東陽4－11	江東区役所西側緑地
16－7	東陽4－11－3	江東区文化センター南側植込み
16－8	東陽4－3－12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17－1	東陽1－11先	区立洲崎川緑道公園
17－2	東陽2－1－20	区立南陽小学校西側
17－3	東陽2－1－8	区立東陽中学校北側
17－4	東陽2－3－6	区立教育センター西側植込み
17－5	東陽2－1－8	区立東陽中学校西側
17－6	東陽2－3－6	東陽図書館南遊歩道
17－7	東陽1－39－8	区立東陽一丁目第二公園北側
17－8	東陽1－19	東陽一丁目子供の広場北側
18－1	塩浜1－3－10	江東区塩浜保育園
18－2	塩浜1－4－4	区立浜園公園
18－3	塩浜1－5－3	都営塩浜一丁目アパート北側
18－4	塩浜1－5－1	都営塩浜一丁目アパート西側
18－5	塩浜1－5－5	区立塩浜一丁目公園
18－6	枝川1－8－5	区立朝風公園北側
18－7	枝川1－6－19	区立枝川一丁目公園東側
18－8	枝川1－5－1	都営枝川一丁目アパート南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
19 - 1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19 - 2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19 - 3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19 - 4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19 - 5	塩浜2-27	東京地下鉄(有) 深川アルファ96東側
19 - 6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19 - 7	塩浜2-8-4	中央自動車学校南側
19 - 8	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
20 - 1	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20 - 2	枝川3-5-3	区立枝川小学校東側
20 - 3	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20 - 4	枝川3-11	区立暁橋公園西側
20 - 5	潮見1-2	区立暁橋児童遊園東側
20 - 6	枝川1-14	区立枝川橋第二児童遊園北側
20 - 7	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20 - 8	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21 - 1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21 - 2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21 - 3	豊洲3-7-5	芝浦工業大学豊洲キャンパス西側
21 - 4	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21 - 5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21 - 6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22 - 1	豊洲4-5	都営豊洲四丁目アパート11号棟南側
22 - 2	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22 - 3	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22 - 4	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22 - 5	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟 スロープ脇
22 - 6	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22 - 7	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22 - 8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
23－1	東雲1－7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23－2	東雲1－8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23－3	東雲2－4－17	区立東雲公園西側
23－4	東雲2－7－41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23－5	東雲2－7－6	区立東雲二丁目公園
23－6	東雲2－4－11	区立東雲小学校北側
23－7	東雲2－4－11	区立東雲小学校西側
23－8	有明2－10	区立有明小・中学校北側
24－1	東雲1－9－10	イオン東雲店北側
24－2	東雲1－9	東雲キャナルコート21号棟北側
24－3	東雲1－9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24－4	東雲1－9	東雲キャナルコート19号棟南側
24－5	東雲1－9－10	イオン東雲店東側
24－6	東雲1－9－10	イオン東雲店西側
24－7	東雲1－9	東雲キャナルコート14号棟東側
24－8	東雲1－9	東雲キャナルコート11号棟西側
25－1	辰巳1－5－15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25－2	辰巳1－3	都営辰巳一丁目アパート20号棟東側
25－3	辰巳1－8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25－4	辰巳1－3	都営辰巳一丁目アパート22号棟南東側
25－5	辰巳1－2	都営辰巳一丁目アパート集会室前
25－6	辰巳1－1－22	区立第二辰巳小学校北東側
25－7	辰巳1－1－22	区立第二辰巳小学校北側
25－8	辰巳1－1－22	区立第二辰巳小学校南東側
26－1	辰巳2－5－1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26－2	辰巳1－9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26－3	辰巳1－9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26－4	辰巳1－10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26－5	辰巳2－1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26－6	辰巳1－10－57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26－7	辰巳1－11－1	区立辰巳小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
27 - 1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27 - 2	亀戸3-51-10	新和自動車(株)北側
27 - 3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27 - 4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27 - 5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27 - 6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27 - 7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27 - 8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27 - 9	亀戸4-21-16	区立亀戸四丁目ふれあい公園
28 - 1	亀戸2-6-50	区営亀戸野球場北側
28 - 2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28 - 3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28 - 4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28 - 5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28 - 6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28 - 7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
28 - 8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29 - 1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29 - 2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29 - 3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29 - 4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29 - 5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29 - 6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29 - 7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29 - 8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側
30 - 1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30 - 2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30 - 3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30 - 4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校西側
30 - 5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30 - 6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30 - 7	亀戸1-15-10	区立竪川第一公園北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
31－1	亀戸6－62－5	亀戸駅東口自転車駐車場
31－2	亀戸6－30－1先	区立亀戸緑道公園北詰
31－3	亀戸6－20－8先	区立亀戸緑道公園中詰
31－4	亀戸6－18	区立亀戸南公園東側
31－5	亀戸6－36－1	区立第二亀戸小学校東側
31－6	亀戸6－47	区立亀戸平岩公園北側
31－7	亀戸6－7－9先	区立亀戸緑道公園南詰
32－1	亀戸9－33	区立亀戸九丁目緑道公園
32－2	亀戸9－22－4	区立浅間堅川小学校北側
32－3	亀戸9－37－23	区立亀戸運動公園南側
32－4	亀戸9－33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32－5	亀戸9－19	区立亀戸九丁目公園
32－6	亀戸7－15－5	区立亀戸七丁目北公園南側
32－7	亀戸9－21－13	榎野村工務店横
32－8	亀戸9－19－7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33－1	亀戸7－42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33－2	亀戸7－39－9	区立亀戸図書館前
33－3	亀戸7－8－13	区立亀戸東公園西側
33－4	亀戸7－57－12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33－5	亀戸7－56－3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33－6	亀戸7－65－12	中央学院大学中央高等学校東側
33－7	亀戸7－67－2	コーシャハイム亀戸七丁目西側
34－1	亀戸9－9	区立亀戸緑地公園北寄り
34－2	亀戸9－9	区立亀戸緑地公園南側
34－3	亀戸9－2－2	区立亀戸中学校正門横
34－4	亀戸9－15－1	区立亀戸浅間公園北側
34－5	亀戸9－15－1	区立亀戸浅間公園南側
34－6	亀戸9－13－1	東京城東病院東側植込み
34－7	亀戸9－13－1	東京城東病院南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
35 - 1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35 - 2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35 - 3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35 - 4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35 - 5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35 - 6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35 - 7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35 - 8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35 - 9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側
36 - 1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36 - 2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36 - 3	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36 - 4	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36 - 5	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
36 - 6	大島3-32-13	大島三丁目児童遊園入口
36 - 7	大島3-16-2	区立第二大島小学校南側
37 - 1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37 - 2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37 - 3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37 - 4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37 - 5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37 - 6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37 - 7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37 - 8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立第二大島中学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟東側
38 - 8	大島5-27	区営大島五丁目住宅東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
39－1	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39－2	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39－3	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39－4	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39－5	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39－6	大島6－7－8	区立第四大島小学校西側
39－7	大島6－7－8	区立第四大島小学校東側
39－8	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側
40－1	大島9－7－9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40－2	大島7－28－1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40－3	大島9－5－3	区立第三大島小学校北側
40－4	大島7－27－17	区立大島七丁目公園西側
40－5	大島7－16	区立こどもの広場西側
40－6	大島9－5－3	区立第三大島小学校南側
40－7	大島7－39－2	区立第三大島幼稚園東側
40－8	大島7－39－3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側
41－1	大島9－2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41－2	大島8－11－3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41－3	大島8－11－2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41－4	大島9－2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41－5	大島8－11－5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41－6	大島8－40－13	区立第五大島小学校南側正門前
41－7	大島8－39－22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41－8	大島8－12－22	区立大島中学校南側
42－1	北砂2－16先	区立北砂緑道公園西側
42－2	北砂1－3－25	区立北砂第二公園
42－3	北砂1－1	北一団地自治会集会所東側
42－4	北砂1－2－9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42－5	北砂1－3－36	区立北砂小学校正門横
42－6	北砂1－1－4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42－7	北砂1－1－6	区立北砂一丁目公園南側
42－8	南砂1－5－30	ウインザーハイム南砂北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
43 - 1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43 - 2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43 - 3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43 - 4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43 - 5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43 - 6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43 - 7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43 - 8	南砂5-6-1	区立境川公園西側
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-21-5	区立小名木川防災公園入口
44 - 6	北砂5-22-10	区立小名木川小学校正門横
44 - 7	北砂5-22-10	区立小名木川小学校南側
44 - 8	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46 - 2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-20	区立仙台堀川公園ゲートボール場東側植込み
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6-26	区立仙台堀川公園ワンダフル広場植込み
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
47－1	東砂2－13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47－2	東砂2－13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47－3	東砂2－13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47－4	東砂2－13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47－5	東砂2－13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47－6	東砂2－6－5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47－7	東砂2－12－14	区立東砂小学校東側
47－8	東砂2－12－14	区立東砂小学校西側
48－1	東砂1－2	区立東砂一丁目公園南西側
48－2	東砂1－2－1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48－3	東砂3－16	区立東砂三丁目公園北側
48－4	東砂1－5－3	区立東砂第三保育園東側
48－5	東砂3－17－17	区立東砂三丁目第二公園南側
48－6	東砂3－19－5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48－7	東砂3－12	区立東砂三丁目児童遊園北東側
48－8	東砂3－21－5	区立第七砂町小学校正門東側
49－1	東砂4－20－20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49－2	東砂4－20－20	区立城東公園西側植込み
49－3	東砂4－20－2	愛和病院南側鉄柵
49－4	北砂7－7－1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49－5	北砂7－2－30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49－6	東砂5－6－12	日本ウイリング(株)平和工場北側堀
49－7	東砂5－10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49－8	北砂7－9	区立仙台堀川公園入口植込み
50－1	南砂1－3－18	区立南砂一丁目第二公園東側
50－2	南砂1－2－18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50－3	南砂1－2－18	区立第二南砂中学校南側
50－4	南砂1－16－8	東江運輸(株)駐車場南側
50－5	南砂1－1－6	区立南砂一丁目公園
50－6	南砂1－1先	区立仙台堀川公園
50－7	南砂2－13－18	区立第四砂町小学校北側
50－8	南砂2－24	区立南砂二丁目公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
51 - 1	南砂5-24先	区立仙台堀川公園内砂町魚釣場北側フェンス
51 - 2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51 - 3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51 - 4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51 - 5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51 - 6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51 - 7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51 - 8	南砂6-7-52	区立江東図書館西側鉄柵
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園植込み
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立数矢小学校(仮校舎)西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グラウンド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
55－1	東砂7－5－27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55－2	東砂7－5－17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55－3	東砂8－10－9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55－4	東砂8－10－9	区立第二砂町中学校西側鉄柵
55－5	東砂8－24	区立東砂八丁目公園
55－6	東砂8－10－9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55－7	東砂8－11－5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55－8	新砂3－4－1	区立新砂めぐみ公園南側植込み
56－1	有明1－7－13	区立有明西学園東側
56－2	有明1－4－11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56－3	有明1－7－13	区立有明西学園西側
56－4	有明2－3－5	江東区有明スポーツセンター北側
56－5	有明2－3－5	江東区有明スポーツセンター東側
57－1	豊洲2－3	区立豊洲公園東側植込み
57－2	豊洲2－3	区立豊洲公園南側
57－3	豊洲5－3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57－4	豊洲5－1－35	区立豊洲西小学校北東側
57－5	豊洲6－2－1	区立豊洲六丁目第二公園
57－6	豊洲6－2－35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第 20 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項により準用される第 39 条及び第 40 条第 1 項但書の規定により、令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、次のとおり定める。

令和 3 年 10 月 19 日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号	令和 3 年 10 月 20 日から 10 月 30 日まで 午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目 2 番 18 号	
森下文化センター	江東区森下三丁目 12 番 17 号	令和 3 年 10 月 24 日から 10 月 30 日まで 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
富岡区民館	江東区富岡一丁目 16 番 12 号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目 1 番 5 号	
カメラアブラザ	江東区亀戸二丁目 19 番 1 号	
総合区民センター	江東区大島四丁目 5 番 1 号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目 7 番 3 号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目 8 番 3 号	

◎江東区選挙管理委員会告示第 21 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、各投票区の投票所を別紙のとおり定める。

令和 3 年 10 月 19 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

投 票 所 一 覧

令和3年10月31日執行 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

投票区	投票所名	所在地
江東区第1投票区	八名川小学校	新大橋三丁目1番15号
江東区第2投票区	深川小学校	高橋14番10号
江東区第3投票区	ケイ・インターナショナルスクール東京	白河一丁目5番15号
江東区第4投票区	元加賀小学校	白河四丁目3番19号
江東区第5投票区	深川第六中学校	平野三丁目6番13号
江東区第6投票区	毛利小学校	毛利二丁目2番2号
江東区第7投票区	東川小学校	住吉一丁目12番2号
江東区第8投票区	扇橋小学校	石島18番5号
江東区第9投票区	千田福祉会館	千田21番18号
江東区第10投票区	明治小学校	深川二丁目17番26号
江東区第11投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目1番6号
江東区第12投票区	富岡区民館	富岡一丁目16番12号
江東区第13投票区	深川第三中学校	越中島三丁目7番1号
江東区第14投票区	平久小学校	木場一丁目2番2号
江東区第15投票区	東陽小学校	東陽三丁目27番12号
江東区第16投票区	江東区役所	東陽四丁目11番28号
江東区第17投票区	東陽中学校	東陽二丁目1番8号
江東区第18投票区	深川南部保健相談所	枝川一丁目8番15-102号
江東区第19投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目21番14号
江東区第20投票区	枝川小学校	枝川三丁目5番3号
江東区第21投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目6番1号
江東区第22投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目4番4号
江東区第23投票区	東雲小学校	東雲二丁目4番11号
江東区第24投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目9番46号
江東区第25投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目1番22号
江東区第26投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目10番57号
江東区第27投票区	香取小学校	亀戸四丁目26番22号
江東区第28投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目5番7号
江東区第29投票区	水神小学校	亀戸五丁目22番22号
江東区第30投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目12番10号
江東区第31投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目36番1号
江東区第32投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目22番4号
江東区第33投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目41番16号
江東区第34投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目2番2号
江東区第35投票区	第一大島小学校	大島二丁目41番4号
江東区第36投票区	第二大島小学校	大島三丁目16番2号
江東区第37投票区	大島南央小学校	大島四丁目18番5号
江東区第38投票区	大島幼稚園	大島五丁目38番1号
江東区第39投票区	第四大島小学校	大島六丁目7番8号
江東区第40投票区	第三大島小学校	大島九丁目5番3号
江東区第41投票区	大島中学校	大島八丁目12番22号
江東区第42投票区	北砂小学校	北砂一丁目3番36号
江東区第43投票区	砂町小学校	北砂四丁目13番23号
江東区第44投票区	小名木川小学校	北砂五丁目22番10号
江東区第45投票区	亀高小学校	北砂五丁目20番16号
江東区第46投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目26番6号
江東区第47投票区	東砂小学校	東砂二丁目12番14号
江東区第48投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目21番5号
江東区第49投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目24番1号
江東区第50投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目13番18号
江東区第51投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目3番13号
江東区第52投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目17番30号
江東区第53投票区	南砂小学校	南砂二丁目3番21号
江東区第54投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目10番3号
江東区第55投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目10番9号
江東区第56投票区	有明西学園	有明一丁目7番13号
江東区第57投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目2番18号

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 第 2 項により読み替えて適用される第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により、令和 3 年 1 0 月 3 1 日執行の衆議院議員選挙における在外選挙人に係る期日前投票所を、次のとおり指定する。

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号	令和 3 年 1 0 月 2 0 日から 1 0 月 3 0 日まで 午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 3 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、令和 3 年 1 0 月 3 1 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 4 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、令和 3 年 1 0 月 3 1 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 5 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 4 条の規定により、令和 3 年 1 0 月 3 1 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

江東区選挙管理委員会

- 1 開票場所 江東区スポーツ会館
江東区北砂一丁目 2 番 9 号
- 2 開票日時 令和 3 年 1 0 月 3 1 日
午後 8 時 5 0 分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 6 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、令和 3 年 1 0 月 3 1 日執行の衆議院議員選挙（比例代表選出）における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

江東区選挙管理委員会

〔以下省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 7 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 6 項の規定により、令和 3 年 1 0 月 3 1 日執行の衆議院（比例代表選出）議員選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

江東区選挙管理委員会

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号
- 2 日時 令和 3 年 1 0 月 2 8 日
午後 5 時 3 0 分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 8 号

令和 3 年 1 0 月 1 8 日付江東区選挙管理委員会告示第 2 4 号の一部を次のように改める。

令和 3 年 1 0 月 3 1 日

江東区選挙管理委員会

〔以下省略〕

告 示 （ 選 挙 長 ）

◎衆議院議員選挙（東京都第15区）選挙長告示
第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条で準用する第62条第6項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第15区）における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和3年10月19日

衆議院（小選挙区選出）議員選挙
（東京都第15区）

選挙長 植村 典侑

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目11番28号
- 2 日時 令和3年10月28日
午後5時30分開始

区 議 会

◎区議会議決事項（令和3年第3回定例会）

9月15日から10月21日まで会期37日間にわたって開会した令和3年第3回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- | | |
|--------|--|
| 議案第42号 | 令和3年度江東区一般会計補正予算（第5号） |
| 議案第43号 | 青少年交流プラザの指定管理者の指定について |
| 議案第44号 | 産業会館の指定管理者の指定について |
| 議案第45号 | 保育所の指定管理者の指定について |
| 議案第46号 | 児童館の指定管理者の指定について |
| 議案第47号 | こどもプラザの指定管理者の指定について |
| 議案第48号 | 子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について |
| 議案第49号 | 区民農園の指定管理者の指定について |
| 議案第50号 | 図書館の指定管理者の指定について |
| 議案第51号 | 地域密着型介護施設の指定管理者の指定について |
| 議案第52号 | 福祉会館の指定管理者の指定について |
| 議案第53号 | 江東区深川江戸資料館改修工事請負契約 |
| 議案第54号 | 江東区総合区民センター機械設備改修工事請負契約 |
| 議案第55号 | 議決を得た契約の契約変更について |
| 議案第56号 | 議決を得た契約の契約変更について |
| 議案第57号 | 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第58号 | 江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案第59号 | 江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例 |
| 議案第60号 | 江東区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 |

- 議案第 6 1 号 江東区立都市公園条例の一部
を改正する条例
- 議案第 6 2 号 江東区立児童遊園条例の一部
を改正する条例
- 議案第 6 3 号 江東区立学校の学校医、学校
歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例の一部
を改正する条例
(以上 1 0 月 2 1 日原案可決)

2 議案 (議員提出)

- 議員提出議案第 4 号 固定資産税及び都市計
画税の軽減措置の継続
を求める意見書
- 議員提出議案第 5 号 ケアリーバーの自立に
向けた更なる支援の拡
充を求める意見書
- 議員提出議案第 6 号 新型コロナウイルス感
染症の国産ワクチン等
の開発・製造を一層加
速化させることを求め
る意見書
- 議員提出議案第 7 号 出産育児一時金の増額
を求める意見書
(以上 1 0 月 2 1 日原案可決)

3 認定

- 認定案第 1 号 令和 2 年度江東区一般会計歳
入歳出決算
- 認定案第 2 号 令和 2 年度江東区国民健康保
険会計歳入歳出決算
- 認定案第 3 号 令和 2 年度江東区介護保険会
計歳入歳出決算
- 認定案第 4 号 令和 2 年度江東区後期高齢者
医療会計歳入歳出決算
(以上 1 0 月 2 1 日認定)

4 請願・陳情

- 3 陳情第 4 3 号 固定資産税及び都市計画税
の軽減措置の継続について
意見書の提出に関する陳情
(同一件名・同一趣旨の陳
情外 1 件 3 陳情第 4 4 号)
(以上 1 0 月 2 1 日採択)